○京都府立大学学位規程

（平成20年京都府立大学規程第１号）

（趣旨）

第１条　この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第９号）の規定に基づき、京都府立大学（以下「本学」という。）において授与する学位に関し必要な事項を定めるものとする。

（学位の種類）

第２条　本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とし、その種類は、次のとおりとする。

学　　部	学　　科	学　　士
文　学　部	日本・中国文化学科	学士（文学）
	国際文化交流学科	学士（文学）
	歴史学科	学士（歴史学）
公共政策学部	公共政策学科	学士（公共政策学）
	福祉社会学科	学士（福祉社会学）
農学食科学部	農学生命科学科	学士（農学）
	栄養科学科	学士（栄養科学）
	和食文化科学科	学士（和食文化科学）
生命理工情報学部	生命化学科	学士（理工学）
	理工情報学科	学士（理工情報学）
環境科学部	森林科学科	学士（農学）
	環境デザイン学科	学士（環境デザイン学）

大　学　院	専　　攻	修　　士	博　　士
文学研究科	国文学中国文学専攻	修士（文学）	博士（文学）
	英語英米文学専攻	修士（文学）	博士（文学）
	史学専攻	修士（歴史学）	博士（歴史学）
公共政策学研究科	公共政策学専攻	修士（公共政策学）	博士（公共政策学）
	福祉社会学専攻	修士（福祉社会学）	博士（福祉社会学）
生命環境科学研究科	応用生命科学専攻	修士（農学） 修士（学術） 修士（理学）	博士（農学） 博士（学術） 博士（理学）

	環境科学専攻	修士（学術） 修士（農学） 修士（理工学） 修士（工学）	博士（学術） 博士（農学） 博士（理工学） 博士（工学）
食の文化学位プログラム		修士（学術）	博士（学術）

（学位授与の要件）

第３条　学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

２　修士の学位は、京都府立大学大学院（以下「本学大学院」という。）の博士前期課程を修了した者に授与する。

３　博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を修了した者に授与する。

４　前項に規定するもののほか、博士の学位は、学位論文を提出し、当該提出に係る学位論文の審査に合格し、かつ、前項の規定により博士の学位を授与される者と同等以上の学力があると確認（以下「学力の確認」という。）された者に授与する。

（課程を修了する者の学位論文の提出）

第４条　本学大学院の課程の修了による学位の授与を受けようとする者は、所定の学位論文審査願に学位論文及び論文目録を添えて、研究科長又はプログラム長（以下「研究科長等」という。）に提出するものとする。ただし、博士の学位の授与を受けようとするときは、さらに学位論文の要旨を添えなければならない。

２　学位論文の提出期限は、研究科（研究科等連係課程実施基本組織を含む。以下同じ。）で定める。

（課程を修了しない者の学位論文の提出）

第５条　第３条第４項の規定による学位の授与を申請する者は、所定の学位申請書に学位論文、論文目録、学位論文の要旨、履歴書及び別に定める学位審査手数料を添えて、学長に提出するものとする。

２　受理した学位審査手数料は、返還しない。

（学位論文）

第６条　学位論文は、１編とする。この場合において、参考として他の論文（以下「参考論文」という。）を添えることができる。

２　学位論文（参考論文を含む。）の提出部数は、修士の学位論文の提出にあっては１部、博士の学位論文の提出にあっては３部とする。

３　研究科会議又は研究科教授会（以下「研究科会議等」という。）において必要と認める場合は、学位論文の副本若しくは訳本又は模型、標本等を提出させることができる。

４　受理した学位論文は、返還しない。

（論文審査の付託）

第７条　第４条の学位論文審査願又は第５条の学位申請書を受理したときは、研究

科長等又は学長は、その審査を研究科会議等に付託するものとする。

（審査委員）

第８条　研究科会議等は、前条の付託を受けたときは、速やかに研究科の教授のうちから３名の審査委員を選定しなければならない。

２　研究科会議等において必要と認めるときは、前項の審査委員のほか、他の大学の大学院の教授等を審査委員に委嘱することができる。

３　研究科会議等において必要と認めるときは、学位論文の審査委員については、第１項の規定にかかわらず、研究科の准教授、講師又は助教を審査委員に加えることができる。

（論文の審査及び最終試験）

第９条　審査委員は、学位論文の審査及びその論文を中心としてこれに関連する授業科目について最終試験を行う。

２　最終試験は、口述又は筆記により行う。

（学力の確認）

第10条　第３条第４項の規定により学位を申請した者については、別に学力の確認を行う。

２　学力の確認の方法は、研究科において定める。

３　博士後期課程に所定の年数以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後３年以内（研究科会議等において期間の延長を認める場合は、認められた期間内）に第３条第４項の規定による学位の授与を申請した場合は、学力の確認を省略することができる。

（審査期間）

第11条　修士の学位論文の審査は、提出者の在学期間中に終了しなければならない。

２　博士の学位論文の審査、最終試験又は学力の確認は、学位論文を受理した日から１年以内に終了しなければならない。ただし、研究科会議等において特別の理由があると認める場合は、審査期間を延長することができる。

（審査結果等の報告）

第12条　審査委員は、学位論文の審査及び最終試験を終了した場合は、学位論文の内容の要旨及び審査結果の要旨並びに最終試験の結果の要旨を研究科会議等に報告しなければならない。

２　学力の確認を行った場合には、その結果を研究科会議等に報告しなければならない。

（学位授与の認定）

第13条　研究科会議等は、前条の報告に基づき、学位を授与するか否かを認定する。

２　前項の研究科会議等は、構成員の３分の２以上の出席があることを要し、学位授与を可とするには、出席者の３分の２以上の賛成を要する。

（学長への報告）

第14条　研究科長等は、研究科会議等において学位を授与すると認定したときは、学位論文及びその内容の要旨に、学位論文の審査結果の要旨及び最終試験又は学力の確認の結果の要旨を添えて、学長に報告しなければならない。ただし、修士の学位授与に係るものは、別に定める必要事項を記載した資格者の名簿によるものとする。

２　研究科会議等において、博士の学位を授与できないものと認定した者については、その旨を学長に報告するものとする。

（学位の授与等）

第15条　学長は、学部の教授会の審議に基づく卒業資格の認定を経て学士の学位を授与し、学位記を交付する。

２　学長は、前条の認定を経て、学位を授与できると認めた者に対して、修士又は博士の学位を授与し、学位記を交付する。

第16条　学長は、博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告するものとする。

（審査要旨の公表）

第17条　学長は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から３月以内に、学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

（学位論文の公表）

第18条　博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から１年以内に、その学位論文の全文を公表しなければならない。ただし、既に公表したときは、この限りでない。

２　前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、研究科会議等の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、研究科会議等は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

３　博士の学位を授与された者が行う前２項の規定による公表は、本学の関係部署の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

（学位の名称）

第19条　大学において学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「京都府立大学」と付記するものとする。

（学位の取消し）

第20条　学長は、本学において学位を授与された者が、その名誉を汚す行為をしたとき又は不正の方法により学位を受けた事実が判明したときは、学部の教授会又は研究科会議等の審議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、

その旨を公表するものとする。

２　学部の教授会又は研究科会議等が前項の決定を行う場合は、構成員の３分の２以上が出席し、かつ、出席者の４分の３以上の賛成がなければならない。

（学位記及び関係書類の様式）

第21条　学位記及び関係書類の様式は、別記のとおりとする。

（その他）

第22条　この規程に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、学部の教授会、研究科会議等又は教育研究評議会において定める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成20年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　文学部、福祉社会学部、人間環境学部及び農学部並びに文学研究科、福祉社会学研究科、人間環境科学研究科及び農学研究科については、この規程の施行の日前に当該学部及び研究科に在学する者が在学する限り、京都府公立大学法人の設立に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴い廃止された京都府立大学学位規程（昭和58年京都府立大学訓令第２号）の規定中、学位の種類及び学位授与の要件に関する部分は、なお従前の例による。

附　則

この規程は、平成22年３月24日から施行する。

附　則

この規程は、平成24年３月23日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成25年７月10日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第17条の規定は、施行日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。

３　改正後の第18条の規定は、施行日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附　則

この規程は、平成26年２月12日から施行する。

附　則

この規程は、平成27年４月1日から施行する。

附　則

この規程は、平成28年３月23日から施行する。

附　則

この規程は、平成31年４月1日から施行する。

附　則

この規程は、令和元年12月11日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規程の施行の日前に在学する者については、規定中、学士に係る学位の種類に関する部分は、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規程の施行の日前に文学部及び生命環境学部に在学する者に係る学位については、なお従前の例による。

別記

第１号様式　第３条第１項の規定による学位記の様式

○学第　　号

学　　位　　記

大学印

氏　　名

年　　月　　日生

本学○○学部○○学科所定の課程を

修めて本学を卒業したことを認め

学士（○○）の学位を授与する

副専攻　○○○○○○　認定

年　　月　　日

京都府立大学○○学部長　氏　名　印

京都府立大学長　　氏　　名　印

備考(1)　第１号様式の発番号の記号は、文学部にあっては学部名称の頭字、公共政策学部にあっては頭字と第２字、農学食科学部にあっては頭字と第３字、生命理工情報学部にあっては頭字と第３字、環境科学部にあっては頭字を使用する。

(2)　第１号様式の副専攻は、公共政策学部及び生命理工情報学部理工情報学科にあって所定の科目を履修した者について記載する。

第２号様式　第３条第２項の規定による学位記の様式

○修第　　号

学　　位　　記

大学印

氏　　名

年　　月　　日生

本学大学院○○研究科○○専攻（○○学位プログラム）の博士前期課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士（○○）の学位を授与する

年　　月　　日

京都府立大学長　氏　名　印

第３号様式　第３条第３項の規定による学位記の様式

○博第　　号

学　　位　　記

大学印

氏　　名

年　　月　　日生

本学大学院○○研究科○○専攻（○○学位プログラム）の博士後期課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（○○）の学位を授与する

論文題目

年　　月　　日

京都府立大学長　氏　名　印

第４号様式　第３条第４項の規定による学位記の様式

論○博第　　号

学　　位　　記

大学印

氏　　名

年　　月　　日生

本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士（○○）の学位を授与する

論文題目

年　　月　　日

京都府立大学長　氏　名　印

備考　第２号様式から第４号様式までの発番号の記号は、授与する学位名称の頭字と第２字（ただし、福祉社会学にあっては、頭字と第３字）を使用する。

第５号様式　第４条第１項の規定（修士の学位の場合）における学位論文審査願の様式

年　　月　　日

京都府立大学大学院
○○研究科長
○○学位プログラム長　様

○○研究科　　専攻
○○学位プログラム
年入学
氏名　　印

学　位　論　文　審　査　願

このたび修士（○○）の学位を受けたいので、本学学位規程第４条の規定により、学位論文及び論文目録を提出いたしますから審査くださるようお願いします。

第６号様式　第４条第１項の規定（博士の学位の場合）における学位論文審査願の様式

年　　月　　日

京都府立大学大学院
○○研究科長
○○学位プログラム長　様

○○研究科　　専攻
○○学位プログラム
年入学
氏名　　印

学　位　論　文　審　査　願

このたび博士（○○）の学位を受けたいので、本学学位規程第４条の規定により、学位論文、論文目録及び論文要旨を提出いたしますから審査くださるようお願いします。

第７号様式　第５条第１項の規定における学位申請書の様式

年　　月　　日

京都府立大学長　　様

氏　　名　印

学　位　申　請　書

貴学学位規程第５条第１項の規定により、学位論文、論文目録、論文要旨、履歴書及び学位論文審査手数料を添えて博士（○○）の学位の授与を申請いたします。

第８号様式　第４条第１項の規定における修士の学位論文の論文目録の様式

年　　月　　日

学位授与申請者

氏　名　　印

論　　文　　目　　録

主　論　文

１　題　名

（指導教授　　）

備考　第５号様式から第８号様式までの用紙の規格は、Ａ４とする。

第９号様式　第４条第１項及び第５条第１項の規定における博士の学位論文の論文目録様式

論　　文　　目　　録

学位授与申請者
氏　　名　　印

学位論文
題　目
公表の方法　　公表年月日
冊数

参考論文
題　目
公表の方法　　公表年月日
冊数

備考 (1)　論文題目が外国語の場合は、和訳をつけること。
(2)　参考論文が２種以上ある場合は、列記すること。
(3)　論文をまだ公表していないときは、公表予定の方法及び時期を記載すること。
(4)　用紙の規格は、Ａ４とする。

第10号様式　第５条第１項の規定における履歴書の様式

履　　歴　　書

現住所
氏　　名
年　　月　　日生

学　　歴
年　月　日
年　月　日

職　　歴
年　月　日
年　月　日

研　究　歴
年　月　日
年　月　日

賞　　罰

上記のとおり違いありません。

年　月　日
氏　　名　印

備考 (1)　履歴事項は高等学校卒業後の履歴について年次を追って記載する。
(2)　本学大学院博士後期課程を、単位修得のうえ、満期退学した者は、単位修得証明書を添付すること。
(3)　用紙の規格は、Ａ４とする。